

豊かで美しい環境の創造を目指して



「山形県環境基本条例」のあらまし

山形県

環境基本条例策定の背景

■近年の環境問題の動向

近年の経済発展の中で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着したことに伴って、これらの活動が環境に与える負荷は増大しています。

また、人々の生活環境に対する意識や価値観は高度化、多様化し、生活にうるおいと安らぎを与える快適な環境の創造が重要な課題となっております。

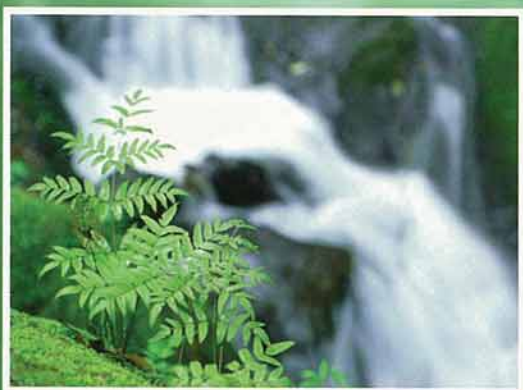
さらに、最近では、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題も生じてきていますが、その多くはエネルギーや資源の大量消費に支えられた日常生活や事業活動とも深く関わっており、地域レベルでの取組が重要な課題になっています。

■環境基本条例の制定

このように、かつての特定の事業活動等を中心とした公害問題に比べ、環境問題の対象領域は拡大し、質的にも大きく変化してきています。従来 of 規制的な手法に加えて、社会のシステム全般に対して環境の保全及び創造に関する施策を総合的、計画的に展開していく必要があります。

また、県民、事業者、行政が環境に対して共通の認識を持って、主体的な取組を行っていくことが不可欠になっています。

こうしたことから、環境の保全及び創造に関する基本理念や県民、事業者及び行政の役割そして県の姿勢の基本となる事項を定める法的枠組みとして「山形県環境基本条例」が制定され、平成11年4月1日から施行されました。





基本理念

■環境基本条例の目指すべき目標として4つの基本理念が定められています。

1.良好な環境の保全・創造と将来世代への継承

本県の恵み豊かな環境は、現在のみならず将来の県民の生活、産業、文化を支える基盤であり、また、自然の復元能力には限度があることから、環境を良好な状態で将来の世代に継承できるよう環境の保全及び創造を適切に行っていくことが必要です。

2.環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

本県社会が持続的に発展して行くためには、経済の発展を図りながらも、資源、エネルギー利用の一層の効率化、廃棄物などの排出量の削減、循環型社会の構築に努め、環境への負荷の少ない健全な社会づくりを進めることが必要です。

3.人と自然との共生の確保

本県の優れた自然環境の恵みを受け続けるためには、地域の特性に応じて多様な生態系が健全に維持されるように配慮するとともに人と自然との豊かなふれあいを保ちながら、人と自然との共生が確保されるように適切に行っていくことが必要です。

4.地球環境保全の積極的推進

地球環境保全については、人類共通の課題であるとともに、地域社会における資源やエネルギーの生産、流通、消費などと密接なかかわりを持っており、すべての事業活動、日常生活において積極的に推進することが必要です。



各主体の役割

■ 良好な環境をつくっていくために、各主体が果たすべき役割が責務として定められています。

◆ 県民の責務

- ・ 日常生活に伴う環境への負担の低減に自主的かつ積極的に努めることが求められています。
- ・ 資源、エネルギーの効率的な利用や廃棄物の減量に努めるとともに再生資源の積極的な利用や環境への負荷の少ない商品やサービスの選択を行うことなどが重要です。
- ・ 環境に関する学習や教育への参加に努めるとともに、行政が実施する施策に協力することが求められています。

◆ 事業者の責務

- ・ 事業活動に伴う公害防止や自然環境保全の措置を行うことが求められています。
- ・ 製造した製品等が廃棄物となっても適正に処理されるようにすることが求められています。
- ・ 原材料に再生資源を利用するなど製造等の段階で環境への負荷を低減するとともに、省エネ型製品を生産したり、過剰包装を避けるなど製品が使用される段階でも環境への負荷を低減することが求められています。

- ・ 環境保全上の支障の防止に関して必要な情報の提供に努めることが求められています。
- ・ 地域社会の一員として環境の保全・創造に自ら努めるとともに、行政の施策に協力することが求められています。

◆ 県の責務

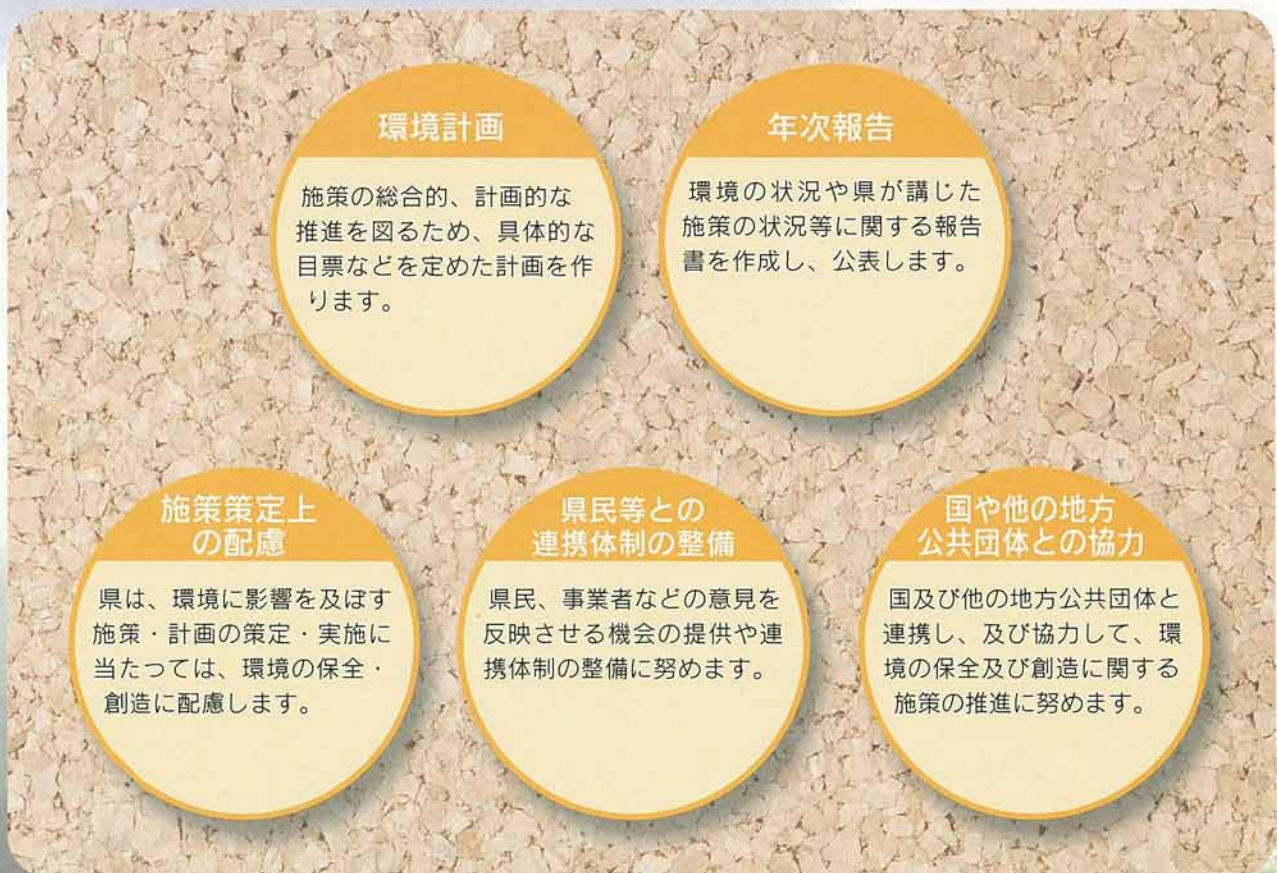
- ・ 本県の自然的社会条件に応じた総合的な施策の策定、実施が求められています。
- ・ 市町村の施策についての必要な調整、支援に努めることが求められています。

施策を進めるために

◎施策の策定や実施にあたっては次の事項の確保を基本方針として、総合的、計画的に進めます。

- (1) 大気、水、土壌などが良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性が確保されること。
- (3) 地域の状況に応じて多様な自然環境が適正に保全されること。
- (4) 資源の循環的な利用、廃棄物の減量などにより環境への負荷が低減されること。
- (5) 最上川などの流域の環境が総合的に保全・創造されること。
- (6) 自然との触れ合いの場や良好な景観など快適な環境が形成されること。

◎このため、次のような手法や体制整備などにより、総合的、計画的に施策を進めます。





県の基本的施策

◆さまざまな手法による環境の保全・創造

社会経済活動において環境への配慮が進むよう多様な手法を導入していきます。

- ・環境影響評価（環境アセスメント）の推進
- ・公害等を防止するための規制や誘導の措置

◆快適な環境の保全・創造

人と自然とが触れ合う豊かで快適な環境づくりを進めます。

- ・水辺地、緑地等の保全・創造
- ・野生動植物の保護等への配慮
- ・景観の保全及び創造等
- ・環境美化の推進
- ・里山の環境保全の機能等の維持

◆環境への負荷の少ない社会づくり

持続的発展が可能な環境への負荷の少ない社会づくりを進めます。

- ・化学物質の適正管理の促進
- ・下水道などの公共施設の整備等の推進
- ・環境保全型農業の促進
- ・資源の循環的な利用などの促進
- ・環境への負荷の低減に資する産業の育成

◆県民の取組の促進

日常生活や事業活動の中で取組が促進されるような施策を推進します。

- ・環境教育、環境学習の振興
- ・民間団体の活動促進
- ・環境情報の提供

◆地球環境保全の推進

地球環境問題は、地球規模のみならず地域レベルでの取組が重要であることから地球環境保全のための施策を積極的に推進します。

環境基本条例の体系

1. 条例制定の趣旨・指針（前文）

本県の環境特性及び環境に関する認識を記述するとともに、持続的発展が可能な豊かで美しい山形県の構築を目指し、県民、事業者及び行政が協力しあい、環境の保全及び創造に関する取組を進めることを決意

2. 総則（第1章）

- (1) 目的（第1条）
現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与
- (2) 基本理念（第3条）
 - ① 良好な環境の保全・創造と将来世代への継承
 - ② 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
 - ③ 人と自然との共生の確保
 - ④ 地球環境保全の積極的な推進
- (3) 各主体の責務について
 - ① 県民の責務（第4条）
 - ② 事業者の責務（第5条）
 - ③ 行政の責務（第6条、7条）
- (4) 法制上又は財政上の措置等（第8条）

3. 環境の保全及び創造に関する基本的施策等（第2章）

- (1) 施策の基本方針（9条）
- (2) 環境計画（10条）
- (3) 年次報告（11条）
- (4) 施策の策定等に当たっての配慮（12条）
- (5) 環境影響評価の推進（13条）
- (6) 環境の保全上の支障を防止するための規制の措置（14条）
- (7) 環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置（15条）
- (8) 化学物質の適正管理（16条）
- (9) 環境の保全上の支障を防止するための施設の整備等の推進（17条）
- (10) 水と緑の保全及び創造（18条）
- (11) 野生動植物の保護等への配慮（19条）
- (12) 景観の保全及び創造等（20条）
- (13) 環境美化の推進（21条）
- (14) 里山の環境保全の機能等の維持（22条）
- (15) 環境保全型農業の促進（23条）
- (16) 資源の循環的な利用等の促進（24条）
- (17) エネルギーの効率的利用等の促進（25条）
- (18) 調査及び研究の実施等（26条）
- (19) 監視、測定等の体制の整備（27条）
- (20) 環境への負荷の低減に資する産業の育成（28条）
- (21) 地球環境保全の推進（29条）
- (22) 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等（30条）
- (23) 民間団体等の環境保全活動の促進及び支援（31条）
- (24) 情報の提供（32条）

4. 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制等（第3章）

- (1) 県民等との連携体制の整備等（33条）
- (2) 国及び他の地方公共団体との協力（34条）

環境基本条例前文

私たちのふるさと山形県は、数多くの秀麗な山々、県土を縦貫する母なる最上川、紺碧の日本海に象徴され、全国一の面積のブナの天然林をはじめとする豊かな緑や清らかな水などの美しく豊かな自然に恵まれている。この自然と先人のたゆまぬ努力は、悠久の歴史の中で個性的な伝統や文化をはぐくんできた。

本県に数多く設けられている草木塔に見られるように、私たちには、古来から自然の恵みへの感謝の心や自然との共生の思想が息づいている。

私たちは、このような環境から多くの恵みを受けてきたが、近年の資源及びエネルギーの大量消費を基調とする社会経済活動の急速な進展は、私たちの生活の利便性を高めてきたものの、微妙な均衡の下に成り立つ自然の生態系にも影響を及ぼし、さらに、人類の存続の基盤である地球の環境をも揺るがそうとしている。

加えて、生活水準の向上や余暇時間の増大等による私たちの生活様式の変化等を背景として、生活環境に関する意識や価値観は多様化し、私たちは、単に物質的な豊かさや利便性だけではなく、生活にうるおいや安らぎを与える地域の魅力、美しさなどが与えてくれる快適な環境が重要であるとの認識を持つようになってきた。また、私たちは、各地に存在する縄文や古代の遺跡、中世及び近世の寺社、城跡、各地の郷土色豊かな街並みなどに心の安らぎや郷土への誇りと愛着を感じることができる。

このような状況の中、このふるさと山形県の健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは県民の権利であり、私たちは、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

このため、私たちは、環境が人間のみならずあらゆる生命の母胎であり、かつ、限りあるものであることを深く認識し、持続的な発展が可能な豊かで美しい山形県の構築を目指し、県民、事業者及び行政が相互に協力しあい、環境の保全及び創造に関する取組を進めることを決意し、この条例を制定する。

お問い合わせ先

山形県文化環境部環境企画課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL.023(630)2335,2336 FAX.023(630)2133